

民事法（民法・商法）問題紙

A 日程

平成 21 年 10 月 25 日

10 : 00 ~ 12 : 30 (150 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

科 目 名	ペ ー ジ
民 法	1 ~ 2
商 法	3

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚 数	配 点
民 法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商 法	1 枚	80 点
合 計	3 枚	200 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

民 法

(配点 120 点)

問題 1 (50 点)

A には、子 B、C がいるが、A は、生前、所有する甲不動産(土地と土地上の建物)を S に対する 2 0 0 0 万円の借入債務の弁済として S に所有権を移転した。B C は、これを知り、協議のうえ資金を出し合って買い戻すことにし、買い戻しの代金 2 4 0 0 万円のうち、B は 1 0 0 0 万円、C は 1 4 0 0 万円をそれぞれ S に支払い、甲不動産を共同で買い戻した。B は、A の生前、S への所有権移転前に、A の許諾を得て甲不動産の建物を鮮魚店として長年にわたり使用していた経緯から S から甲不動産の引渡を受け、建物を利用して鮮魚店の営業を再開した。C は、協議も経ずに甲不動産を B が単独で使用していることに不満を抱いていたがことさらに異議を述べることはなかった。

問 1 A が死亡した後、相続財産をめぐる B C 間に争いが生じ、C は、B が甲不動産を単独で使用するの是不当であるとし、B に対して甲建物の明渡(引渡)を請求した。C の請求の法的根拠と当否について理由を付して答えなさい。

問 2 B としては、甲不動産の建物を利用して鮮魚店を営業している経緯から、C の持分を金銭で買い取ることを申し出たが、C に拒絶された。十分な資力を有する B としては、裁判上の分割により甲不動産の所有権を取得したいと考え、裁判所に共有物の分割を申し立てた。B の意図する分割の方法が認められるかについて理由を付して答えなさい。

問題 2 (70 点)

A は、B に対して 2 0 0 0 万円、C に対して 3 0 0 0 万円の債務を負担しているが、A のめぼしい財産としては、D 銀行にある 2 0 0 0 万円の定期預金のみであった。A の事業の継続が困難になると予測した B は、A に対して執拗に債務の履行を求めたので、A はやむなくその定期預金を解約し、B に 2 0 0 0 万円を支払った。

問 1 この弁済はどのような場合に詐害行為となるか。

問 2 詐害行為になるとして、C が債権者取消権を行使し、B に 2 0 0 0 万円の支払を求めて訴えを提起した。B は民法 4 2 5 条を根拠に、債権者は債権額による平等の割合で弁済を受けるべきであるから、C には 1 2 0 0 万円を払えばよい筈だと主張する。この主張の当否を検討しなさい。

問 3 本文問題で、A のめぼしい財産は定期預金ではなく、時価 3 0 0 0 万円の土地だけであり、それには B のために抵当権が設定されていた。A は B の求めに応じ、この不動産を代物弁済として B に所有権を移転してしまった。C がこの代物弁済を詐害行為として取り消したが、C は B に対してどのような主張をすればよいか。

商 法

(配点 80 点)

問題

甲株式会社の代表取締役 A は、甲社の株主であり、総会屋としても名高い M から、株主総会で M に議事進行上協力してもらい見返りとして、M 所有の土地を M に有利な価格で購入する決意をした。A は本件不動産の購入を甲社の取締役会に諮ったが、その際、M の正体や A の真意を明らかにせず、「当該不動産は甲社の社員寮建設用地として非常に適切であり、価格も適正な範囲内である」と説明したのみであった。当該取締役会には、甲社の全取締役 A、B、C が出席し、全員の賛成により本件土地購入を決議した。A は、甲社を代表して、当時の鑑定価格で 800 万円を超えない土地を、1,500 万円で買い入れたが、当該土地は市街化調整区域に存し、寮建設はできない土地であった。

A、B、C は、会社法上、甲社に対してどのような責任を負うか。